

かながわの住宅計画の体系について

1 概 要

本県では、県住生活基本計画や高齢者居住安定確保計画、賃貸住宅供給促進計画など、住宅政策に関する 5 つの計画を「かながわの住宅計画」と総称し、都市づくりの基幹的な計画である「かながわ都市マスタープラン」の個別計画として位置付けている。

2 計画の統合について

「かながわの住宅計画」について、関連の深い計画を一本化し、県民に分かりやすい計画体系とするため、これまで別に策定していた「神奈川県賃貸住宅供給促進計画（平成31年 3 月）」及び令和 3 年度末に策定予定の「神奈川県マンション管理適正化推進計画」を県住生活基本計画に統合する。

